

---

平成23年 第2回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成23年6月21日(火曜日)

---

議事日程(第5号)

平成23年6月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第61号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第2 議案第62号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第63号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第64号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第65号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第66号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第67号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第68号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第69号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 意見書案第1号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書(案)について

(継続審査分)

- 日程第11 意見書案第9号 「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について
- 日程第12 議案第35号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

- 日程第13 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第61号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第2 議案第62号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第63号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第64号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第65号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第66号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第67号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第68号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第69号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 意見書案第1号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書(案)について

(継続審査分)

日程第11 意見書案第9号 「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について

日程第12 議案第35号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加分)

日程第13 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

出席議員(19名)

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君	書記 則松 美穂君
----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 神 宗紀君  
会計管理者兼会計課長 …………… 川崎 道雄君  
総務課長 …………… 吉留 正敏君 財政課長 …………… 則行 一松君  
企画振興課長 …………… 渡邊 義治君 人権課長 …………… 松田 洋一君  
税務課長 …………… 田村 一美君 住民課長 …………… 平塚 晴夫君  
福祉課長 …………… 高橋 美輝君 産業課長 …………… 中野 誠一君  
建設課長 …………… 中川 忠男君 上水道課長 …………… 加來 泰君  
下水道課長 …………… 古田 和由君 総合管理課長 …………… 吉田 一三君  
環境課長 …………… 永野 隆信君  
農業委員会事務局長 …………… 田村 幸一君  
商工課長 …………… 久保 和明君 学校教育課長 …………… 田中 哲君  
生涯学習課長 …………… 田原 泰之君 監査事務局長 …………… 石川 武巳君  
清掃センター長 …………… 田村 修乃君

---

午前10時00分開議

○議長(成吉 暲奎君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、19名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

---

日程第1. 議案第61号

○議長(成吉 暲奎君) 日程第1、議案第61号平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第61号平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、支出は過疎債を活用した下水道整備、小中学校の施設維持補修、日中交流事業費等であるが、旧蔵内邸公開等にかかわる支出については、寄附の範囲内できると思っていたが、当初の説明以上の支出が計上されており、反対の意見がありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(繁永 隆治君) 議案第61号平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、歳出は、負担金廃止による県営事業負担金の減額、暗渠排水事業及び農業公園施設整備補修工事の増額補正のものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第61号平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、歳出は、人事異動に伴う人件費の減額、東日本大震災被災地の職員派遣等に関する経費等が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

本案に対しましては、工藤久司議員外2名から、お手元に配付のとおり修正の動議が提出されております。地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案として議題といたします。

提出者の説明を求めます。工藤久司議員。

○議員(5番 工藤 久司君) 全体の予算には、町民に直結をする予算も多々ありますので、この蔵内邸の予算に関する修正を提出させていただきます。

当初から、一般財源は極力使わないという町長の説明がありました。1億円の寄附があって、8,000万円で購入し、今回、残りの2,000万円でそろそろの予算の計上をしてくるものだと思ってましたら、一般財源から予算が計上されております。一般財源を使うのであれば、もう少し議会に丁寧な説明をするべく予算計上をしていくことが妥当ではないかと思えます。今回の観光費、業務委託料189万円と文化財保護費、調査・設計監理委託料1,322万5,000円、計1,511万5,000円を削減するものであります。

よって、議案第61号平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)の第1条中の97億2,360万円を97億848万5,000円に改める修正であります。

以上が提案理由です。

○議長(成吉 暲奎君) 修正案の提出者説明に対する質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員(17番 武道 修司君) 委員会のときは、執行部の説明が下手というか十分な説明ができてなかった部分もあって、後からいろんな話をお聞きしたんですが、それを踏まえて、ちょっと質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、この1,500万の、約ですね、約1,500万のこの金額を、今、一般財源からというふうな話がありました

が、これを過疎債でやるということでは言われてます。この1,500万に対して、過疎債を利用すれば、まあ、当然1,500万の借金にはなるんですが、後々交付金として70%の算入がある、実質30%の負担金になるということになるだろうと思うんです。で、1,500万に対しての30%、約450万、まあ、500万弱の金額になると思うんですが、当初、1億の寄附があつてですね、8,000万円で購入、2,000万円残って、その2,000万円で維持管理をしていこうというふうな話があつたと思うんです。で、その2,000万円の中のその基金を取り崩して使うほうが有利なのか、今回、過疎債を利用して、したほうがいいのかという計算からいくとですね、まず、2,000万円から取り崩してやるとなると、1,500万円をそのまますべて使ってしまうという計算になるだろうと思うんです。過疎債をすれば、実質的に500万円で済む。だから計算からいくと1,000万円の得があるというふうに、計算上はなるだろうと思うんですが、その1,500万を身銭、今、貯金ですね、基金を取り壊して使ったほうが有利なのか、過疎債を利用して実質500万円でやったほうが有利なのか、その点の検討をされたのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

○議員(5番 工藤 久司君) そのあたりの計算は、過疎債といえども立派な町の財源であります。どちらが有利かという問題よりも、当初から一般財源は使わないという町長の説明がありました、先ほども言いましたが、であれば、もう少し、この予算を、有利不利とかいう問題ではなくて、議会にきちっとした説明をするというのがスタンスだと思います。この点から、有利不利の計算をしてみませんが、当初からの町長の意気込みが一般財源を使わないという観点からの修正案です。

以上です。

○議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

○議員(17番 武道 修司君) まあ、有利か不利かという部分で、その点は検討されていないということなんです。一般財源、はやくいえば予算、将来に残すお金、将来に残す借金、いろんな観点から、この予算というのは決めていかないといけないんじゃないかというふうに私は思うんですが、まあ、有利か不利かというところは検討せずに、町長の説明不足、町長の言葉が違ってたということで、動議を出してるというふうに聞こえたんですが、将来的な観点とか、そういう部分は全然検討はしなかったのかを再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

○議員(5番 工藤 久司君) 将来、蔵内邸に関してどれだけ町民に利益があるのかないのかというとは、まだ今の準備段階なのでわかりません。そのあたり、まず、予算をつけて、町長たちは、やっていきたいということでありますが、今までの流れというか、蔵内邸に対する意気込み等々を感じても、なかなか、私個人的にも、発議者の、あと2名の議員さんと話しましたが、なかなか熱意も感じないし、このまま予算を使っていく方がいいのか、動議を出して、修正動議を出して、ひとつ気合いを入れるのも一つの方法ではないかということもありました。現実、将来的なものというのは、やってみなきゃわからないということですが、私個人的には、非常にこ

の施設が、後々、後年度負担を強いる一つになるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。修正案に反対のある方。丸山議員。

○議員(2番 丸山 年弘君) 蔵内邸の件であります。町並びに地元の方々ですね、物すごく貴重な文化財としてこれから先も管理をし、そしてそれを大きく世間に広めたいと、いう地元の方々の意思も大でございましたので、私自身としてもですね、すばらしい文化財として残していきたいという観点から、反対をさせていただきます。

○議長(成吉 暲奎君) 次に、賛成意見のある方。平野議員。

○議員(18番 平野 力範君) 工藤議員の修正動議に賛成の立場で発言します。

蔵内邸の予算に関しては、当初から1億円の寄附だけで賄えるはずはないと、町民も議会もほとんどの人が思っていたはずなのに、町長は、町民にできる限り負担をかけないよう、1億円の範囲内でやっていくとの方針でした。

また、修理等は観光収入や名所指定の補助金等で賄いたいと言っていましたが、このような支出が出てきました。今後も、駐車場確保等の支出等が予想され、また、観光収入においても、黒字は到底予想できない、町民に今後の負担をかけ続けていく、思われるので、工藤議員の意見に賛成します。

○議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。塩田議員。

○議員(4番 塩田 文男君) この修正議案に対して、反対討論をしたいと思います。

蔵内邸検討委員のメンバーの一人としても、今回、維持管理費は、まあ、2,000万でやっていくと。私は以前、一般質問で、最初の計画でやっていく中には、それ以上にお金がかかっていくということは、申し述べたつもりも……、記憶があるんですが、やはり、これは蔵内さんの建物ではなく、今は、県・国の登録と指定を受けた重要な、文化庁が定めた文化財です。この文化財をやはり町が維持して管理していく、そして後に、まだ執行部からいろんな計画がしょぼいところありますけども、名所指定受けてこのようにやっていくと、ここを一つの起爆剤としてやっていこうという、検討委員会での、答申もされた中で、このような計画をしていくことも一つではないかと思えます。やり方、維持管理費にはいろんなさまざまな計画があると思えますが、今回答申の中で出たやり方としては、凜とした、いやしのパワースポットをつくるような、そういった観光スポットという形で計画をする中で、その、今回の調査・維持管理費は、将来残るすべての蔵内邸の測量または調査含めて、これが無駄になるんじゃない、これが残っていくという形で史料としても残ります。で、そういう中で、この蔵内邸のじゃなかった、修正案に対しては、反対意見を申し述べたいと思います。

以上です。

○議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、本案に対する工藤議員外2名から提出された修正案について採決を行います。修正案に賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(成吉 暲奎君) お座りください。(発言する者あり)起立少数です。したがって、修正案は否決されました。引き続き、原案を議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員(9番 西畑イツミ君) この議案第61号平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)に対する反対討論を行います。

この補正予算には、地元の要望によるものや、大事な予算も含まれておりますが、旧蔵内邸について修正案を出して発議者としての、平野議員が述べたとおりですが、一般財源を使う以上は、議会に対してきちんと説明すべきです。委員会での説明では、負の遺産にならないために、このような計画をしています、と明確な答えも聞こえてきませんでした。業務委託を何でもコンサルタントに頼むのではなく、文化財として後世に残す事業ですので、職員でできることは、全職員の英知を集め、町執行部一丸となってやるべきですが、その姿も見えておりません。もう一度、町執行部一丸となって検討し直し、町民の負の遺産にならないことをきちんと説明することを求めて、反対理由といたします。

○議長(成吉 暲奎君) 賛成意見のある方。吉元議員。

○議員(8番 吉元 成一君) 先ほどから、反対者の意見等も聞いてのとおりで。

重要な文化財ではあるという位置づけの中で、計画性がない、無駄な出費がかさむんじゃないかということで、私もそういう点については懸念しております。町長の議会において答弁したときに、この買い取るときの答弁をしたときにも、これ以上の予算は支出しないように、一般財源から出さないように努力するということを誓っております。やっぱり、その中で、そういった、議会における発言については、もう少し慎重に考えていただき、町民に直結する予算でありますので、慎重に出費等は考えていただきたい、そういう気持ちもあります。

それと、蔵内邸検討委員会なるものを立ち上げてですね、我々の代表も2名出ております。そしていろんなその文化財関係者、いろんな英知を集めて検討委員会を開いた結果の報告書も出ております。それに基づいて、採算のとれるようなものになることを期待しながらですね、もし、こういった事業を自信を持って進めるなら、失敗したときは、我々は責任とるというぐらいの覚悟があってやっておることだと思っておりますので、それを希望いた

しまして、賛成といたします。

○議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

本案に対しては反対意見がありますので、原案について採決を行います。

議案第61号平成23年度築上町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第2. 議案第62号

日程第3. 議案第63号

日程第4. 議案第64号

日程第5. 議案第65号

日程第6. 議案第66号

日程第7. 議案第67号

○議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第2、議案第62号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてから、日程第7、議案第67号の平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第67号までは、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

それでは、議案第62号から議案第67号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第62号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、一般職員人事異動に伴う人件費で、減額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、一般職員人事異動に伴う人件費で、減額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、所管

の項目について慎重に審査した結果、人事異動に伴う人件費の減額及び下水道事業特別会計の企業会計化調査が主な項目であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、下水道事業債を過疎債へ一部変更する財源振り替えが主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第66号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、人事異動に伴う人件費の増額及び下水道事業債を過疎債へ一部変更するための補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第67号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、簡易水道施設工事費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

それでは、日程第2、議案第62号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第63号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) ほかにありません、ありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第63号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第64号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第64号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第65号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第65号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第66号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

○議員(8番 吉元 成一君) 委員長にお尋ねします。委員会の中で、この工事についての発言がなされなかったかということです。

どういったことかと申しますと、先般、下水道の最終処分場の起工式があったと聞いております。その起工式において、各常任委員会の委員長と議長、副議長が招待、呼ばれて起工式に出たと思いますが、少なくともですね、所管の議員さんが、そのことを知らなかったというような話も聞いております。やっぱり、先般の、ま、後で、継続分として総務委員会にかかっております消防の案件と同じでございます。常に、議員の知らない範囲でそういったことがなされていることについて、例えば町民から、「最終処分場についてどういった計画なのか」と聞かれたときに、答えようがなかったと、私は所管外ですから、とやかく、呼んでもらえなかったとか、そういうことを言ってるんじゃないかもしれませんが、できたらですね、所管の事業については、ちゃんと説明するなり、こういった事情で委員長さんには参加してもらいますといったようなことの説明があつてしかりと思うのですが、その点について意見なかったですか。

○議長(成吉 暲奎君) 委員長。

○厚生文教常任委員長(平野 力範君) そういう意見はありました。私も起工式には呼ばれておりましたので出席して、委員会の人はいなかったんでびっくりしたのが現状です。

以上です。

○議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。吉元議員。

○議員(8番 吉元 成一君) その中で、そういう話が出たというのは、最終的に、これは可決ということが決定されております、委員会ですね。ということは、最終的に何かそういったことに対しての、執行部に対する要望等はあつたわけですか。

○議長(成吉 暲奎君) 平野委員長。

○厚生文教常任委員長(平野 力範君) 町長のほうから、今後きちんと説明なり、出席依頼をしていくというような説明がありました。

○議長(成吉 暲奎君) はい。

○議員(8番 吉元 成一君) はい、いいです。

○議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第66号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第67号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第67号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第68号

#### 日程第9. 議案第69号

○議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第8、議案第68号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議案第69号の築上町税条例の一部を改正する条例の制定までは、総務常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第69号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

それでは、議案第68号から議案第69号までの委員長の報告を求めます。総務常任委員長。宮下委員長。

○総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第68号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたための条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第69号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方税法の一部が改正されたための条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

日程第8、議案第68号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第68号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第69号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第69号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第10. 意見書案第1号

○議長(成吉 暲奎君) 日程第10、意見書案第1号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書(案)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(平野 力範君) 意見書案第1号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書(案)について、本案について慎重に審査した結果、小学校2年生以上の35人以下の少人数学級早期実現及び義務教育費国庫負担割合を2分の1の復元を国に求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより意見書案第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

ここから、継続審査分です。

---

#### 日程第11. 意見書案第9号

○議長(成吉 暲奎君) 日程第11、意見書案第9号「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。平野委員長。

○厚生文教常任委員長(平野 力範君) 意見書案第9号「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について、本案については継続審査分であり、慎重に審査した結果、40歳から74歳までの一人暮らしの寡婦を対象とした制度であり、継続審査すべきものと決定しました。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これですべての討論を終わります。

これより意見書案第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続です。意見書案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は委員長報告のとおり継続することに決定いたしました。

---

### 日程第12. 議案第35号

○議長(成吉 暲奎君) 日程第12、議案第35号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第35号築上町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は継続審査分であり、慎重に審査した結果、築上町消防団員の報酬等を見直したことによる条例の一部を改正する条例の制定でありましたが、築上町消防団再編計画等、経費節減等に賛成できる資料の提出がなされてなく、継続審査すべきものと決定いたしました。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。繁永議員。

○議員(20番 繁永 隆治君) これはどんな理由で、また、どんな理由が出たのか、その説明も出たのか、どんな理由で、その継続審査になったのかお聞きします。

○議長(成吉 暲奎君) 宮下委員長。

○総務常任委員長(宮下 久雄君) 先ほど、委員長報告で申しましたが、3月議会で提案されたとき、消防団再編計画なるものを策定中だと、それで、完成したらですね、そういう再編計画を説明して再議いただくということでしたので、一番大きな理由としましては、その再編計画の資料が、まだ、未完成であるということが、最大の理由で継続審査ということになったわけでございます。

○議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。武道議員。

○議員(17番 武道 修司君) 今、委員長からお話のあった再編計画なんですけど、合併から、消防団のほうはですね、2人退職があった場合は1人採用ということで、人員削減はもう既に進んでいるわけです。実際的には人数が減ってきて、その負担というのが、ほかの消防団員にかかってきているというのも事実であります。

今回、総務委員会で、そういうふうな事実、再編計画が出てないから可決しなかったというよりも、その事実

がどのようにあるのかという論議はされなかったのか、どうなのか、で、その事実をもし知っているようであればですね、その論議は事実確認としてなぜされなかったのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長(成吉 暲奎君) 宮下委員長。

○総務常任委員長(宮下 久雄君) 再編計画で、分団の統合案ですね、それは消防団との協議が進んでいるということはございます。それ以外、文書でもって人員削減の姿というものを説明されたことはございません。

○議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。繁永議員。

○議員(20番 繁永 隆治君) 私は、反対の立場から討論いたします。

この、東北の大震災にかかわる問題も一つに関係してるかなと思っておりますけれども、災害が起きるときに自分の生命を投げ出してですね、この、災害のときに守る、町民の財産を守るというようなあれでございます。東北大震災には、莫大な団員が死亡された経過も出ております。それだけの命がけで頑張ってる団員であります。そして、まだまだ、この、ほか近隣町村がね、市町村かね、そういうところも踏まえてですね、莫大な額が、その、低いと、築上町が低いということで、それに統一して合わせようという、その経過で、このあれを、何ですかね、(発言する者あり)給料ですかね、それを合わせようというあれでこの今の上限をしたということでありませぬ。

それと、築上町にも、今、その、東北の災害みたいな災害が起きる、まあ、大雨、大水、台風とかいうときに、やっぱり24時間体制でこれを頑張ってますね、守っていく、町民を守っていくという団員の方々にね、命を投げ出して守ろうかとしての団員に、それだけの手当を上げてもいいんじゃないかなと。

それと、まあ、よく、この、あれを見るとですね、5、6、7分団ですね、その分団においても10分団が削減されてると、もうなくなってる、いう、分団も削減をされておる中でありませぬで、これは、私としては、継続審査としても、反対の意見といたします。

○議長(成吉 暲奎君) 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員(8番 吉元 成一君) 継続に賛成の立場で討論いたします。

先ほど来、委員長の報告で苦しい発言をしていましたが、現実、委員会の中でどういった質疑がなされたかということについて、経過も踏まえながら、何で継続なのかということについての意見を述べたいと思います。

確かに、分団を統合しながら、消防においてはですね、人員削減も図っている事実は見られます。しかし、その委員会の中の、皆さんの大半の意見の中で出てきたことは、いわゆる生命と財産をボランティア精神で守っていただいている。このことについては、町民の代表である議会議員としても慎重に審議をしなければならないという立場から、慎重に審議しているところです。でも、各近隣の市町と比べて、確かに築上町の手当は安い、こういうふうに思います。しかし、今の財政状況の中でほかの補助金等すべてカットしてく中で、町長初め、職

員の給与、議員の期末手当、いろんな面でカットされている中で、この期に及んで、今、なぜ、手当を上げなければならないかという意見も出ております。

それともう一つは、生命を投げ出してやっていると言いますが、よく聞く話で、もう少し団員も町民の生命と財産を守るために、おのずから自主的に消防団に参加していただいているなら、そういった災害の現場においてですね、やっぱり町民サイドが見たときに、一生懸命頑張っている人と、その場で腕を組んでたばこを吸ってる人もいと、こういう状況の中で、少なくとも、もう少し我慢していただけないだろうか。

それともう一点は、今度、水難救助隊の点検式が数日後に行われます。水難救助隊におきましても、町民の生命と財産を守るために、おのずから率先して参加しております。消防については、各分団、分署に消防の器具は設備されております。しかし、水難救助隊においては、緊急の場合は、自分の持ち船を出しながら、油等を自分で買ってですね、そういう現場に駆けつけるような現状もあります。それを見ると、水難救助隊の、前回通りましたけれども、こういった給与に関する、いわゆる保障に関する金額と、消防について余りにも格差があるのではなかろうかという意見も出ています。同じするんだったら、水難救助隊も同じ金額に合わせたらどうだろうか。また、東北の大震災、今後梅雨があります、今梅雨ですが、地盤が緩んで災害が起こる可能性があります。そのときに、生命の危険を顧みずですね、町民の生命と財産を守っていただく、先頭に立って働いていただくこととなりますが、この消防団の方のことを考えてですね、少なくとも、先頭に立って働く現場で指揮する人も重要でしょうけれども、その人たちの分については、修正でそのまま案を出したら、そのまま通したらどうだろうか。また、三役については、水難救助隊と合わせたらどうだろうかという意見もあります。

いろいろ審議した結果、先ほど委員長が言われたような結論で、ね、継続審査という結果になったわけですから、私は決して中途半端な気持ちで審議を、委員の皆さんがしてないと、こういうふうに思いますので、この件については、継続審査が妥当だろうと思いますから賛成いたします。

○議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。武道議員。

○議員(17番 武道 修司君) 委員会の継続に対して、反対の意見を述べたいと思います。

消防団の給与に関しては、前回もお話したように、福岡県の中でもかなり低い賃金となっております。報酬となっております。全体的から見ても、士気を上げるためにはそれなりの手当をする必要性があるのではないかというふうに考えています。

また、今回、この案件を継続ということになれば、基本的に廃案となってしまいます、ということになると実質的に否決をしたということと同じようなこととなりますので、そういうふうになってしまうと、それこそ消防団員の士気が落ちていく可能性があるのではないかというふうに恐れていることもあります。

内容からいくと、上げておかしいというものであれば、これはいたし方ないとは思いますが、上げても全然、妥当だろうし、妥当というか、上げてもまだ低い状況があるというのが現状です。東日本の大震災においても、結果的には、災害が起きれば消防団員が先頭になって動かないといけない、そういう点から考えても、今回のこの案件は、ぜひとも可決すべきではないかというふうに考えてるところがありますので、委員会の継続に対して

は反対をしたいというふうに思います。

○議長(成吉 暲奎君) 次に、賛成の意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより、議案第35号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は継続です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(成吉 暲奎君) 起立少数です。よって、議案第35号は否決されました。(発言する者あり)失礼しました。

(「1枚めくってください。少数ということで……」と呼ぶ者あり)

少数ですね。少数で否決されました。

少数ですので、よって、今度は、原案について採決を行います。議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第13、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

---

### 日程第13. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長(成吉 暲奎君) 日程第13、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありますので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

---

○議長(成吉 暲奎君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

これで、平成23年第2回築上町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

午前10時51分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員